

総務委員会報告資料【追加】

令和2年2月26日

| 報告事項 | 頁 |
|---|---|
| (1) 【追加】足立区新型コロナウイルス対策本部の設置並びに 対策本部会議の開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和2年2月26日

| | |
|-------|---|
| 件名 | 【追加】足立区新型コロナウイルス対策本部の設置並びに対策本部会議の開催結果について |
| 所管部課名 | 危機管理部危機管理課、衛生部衛生管理課 |
| 内容 | <p>新型コロナウイルスについて、感染源の特定できない患者が見られるなど、局面が変化してきたと判断し、2月18日付で「足立区新型コロナウイルス対策本部」を設置し、次のとおり対策本部会議を開催した。</p> <p>1 新型コロナウイルス対策本部の設置について</p> <p>(1) 設置日 令和2年2月18日（火）</p> <p>(2) 設置の背景 令和2年1月初旬に国内初症例が確認されて以降、国内での感染者が拡大しているが、2月13日、14日に次のようなフェーズの変更があった。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 国内での患者の発生が疫学調査で獲得し得ない状況に変わってきた</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 診察していた医師が感染した</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 国内死亡者が出た</p> <p>このことから、足立区新型コロナウイルス対策本部を設置し、区内の感染症対策を実施するものである。</p> <p>(3) 対策本部構成員等 別紙「設置要綱及び本部員（本部長は区長）」のとおり。</p> <p>2 第1回対策本部会議</p> <p>(1) 日時：令和2年2月18日（火） 午前9時から</p> <p>(2) 会場：足立区役所 8階 特別会議室</p> <p>(3) 決定事項等</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 各部が対応すべき事項の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「窓口従事職員のマスク着用について」のチラシの掲示 ・ アルコール消毒液設置箇所・在庫状況とマスク在庫状況の調査 ・ 新型コロナウイルス対策各部事務分掌の課題整理 <p style="margin-left: 2em;">イ イベント開催予定（2/17～4/20）の確認及び中止の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月8日までのイベントで中止するものを洗い出す。 ・ 中止するイベントは、区ホームページ、あだち広報等で周知する。 |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>3 第2回対策本部会議</p> <p>(1) 日時：令和2年2月18日（火） 午後5時から</p> <p>(2) 会場：足立区役所 8階 特別会議室</p> <p>(3) 決定事項等</p> <p>ア 区主催・共催等のイベント中止の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急イベントは当面の間、中止する。 <p>イ 3月8日までのイベントの中止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中止するイベントを決定する。 ・ 中止するイベントは議会報告及び区民への周知を行う。 ・ 各種団体等へイベント自粛の依頼文を通知する。 <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール消毒液設置箇所・在庫状況とマスク在庫状況の確認 ・ 新型コロナウイルス等対策各部事務分掌の確認 <p>4 第3回対策本部会議</p> <p>(1) 日時：令和2年2月19日（水） 午後2時45分から</p> <p>(2) 会場：足立区役所 8階 特別会議室</p> <p>(3) 決定事項等</p> <p>ア 5月大型連休後までのイベントの中止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントを洗い出し、2月末に決定する。 <p>イ 区内で感染者が発生した場合の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染経路の調査、施設閉鎖等の対応における役割の確認 ・ 職員が感染した場合の対応の確認 ・ 学校、保育園等で感染が確認された場合の対応の確認 <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体等のイベント中止の課題や疑問点の整理 |
| <p>問題点 今後の方針</p> | <p>刻々と変化している状況に対応するため、対策本部会議を適宜開催し、情報の共有化を図るとともに、最適な方策を見出していく。</p> |

足立区新型コロナウイルス対策本部会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内において新型コロナウイルスによる感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）が発生することが懸念されるところ、複数の組織が協力して区民の生命及び身体等の安全を守るため、新型コロナウイルス対策本部会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルスに関する情報の収集、伝達及び共有
- (2) 応急対応の企画及び立案
- (3) 関係事業の調査及び調整
- (4) 関係機関への要請
- (5) 前各号の他本部長が必要と認めて指示する事項

(構成)

第3条 会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、新型コロナウイルス対策に関与する部長をもって充てる。

(本部長の職務及び代行)

第4条 本部長は、会議を統括する。

- 2 本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。この場合において、副区長が2人以上いるときは、第一副区長である者又は教育長が、この順序で当該職務を代行するものとする。

(会議の設置基準)

第5条 会議は、本部長が新型コロナウイルスへの対策の検討の必要が生じた際に招集する。

(会議)

第6条 本部長は、必要と認めた関係者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、危機管理部危機管理課及び衛生部衛生管理課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則（31足危発第1645号 令和2年2月18日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区新型コロナウイルス対策本部員名簿

| | |
|------|------------|
| 本部長 | 区長 |
| 副本部長 | 副区長 |
| 〃 | 副区長 |
| 〃 | 教育長 |
| 本部員 | 政策経営部長 |
| 〃 | 総務部長 |
| 〃 | 危機管理部長 |
| 〃 | 資産管理部長 |
| 〃 | 区民部長 |
| 〃 | 地域のちから推進部長 |
| 〃 | 産業経済部長 |
| 〃 | 福祉部長 |
| 〃 | 衛生部長 |
| 〃 | 足立保健所長 |
| 〃 | 環境部長 |
| 〃 | 都市建設部長 |
| 〃 | 教育指導部長 |
| 〃 | 学校運営部長 |
| 〃 | 子ども家庭部長 |
| 〃 | 区議会事務局長 |
| 事務局 | 危機管理部危機管理課 |
| 〃 | 政策経営部報道広報課 |
| 〃 | 危機管理部災害対策課 |
| 〃 | 衛生部衛生管理課 |
| 〃 | 衛生部保健予防課 |
| 〃 | 衛生部生活衛生課 |
| 〃 | 衛生部感染症対策課 |